

宇城市在宅要介護高齢者住宅改造助成事業

利用の手引き

令和３年４月作成
宇城市高齢介護課

1	概要	P 2
2	助成対象者	P 2
3	対象工事	P 2、3
4	助成額	P 4
5	宇城市在宅要介護高齢者住宅改造助成事業の簡易チェック	P 5
6	住宅改造書類早見表	P 6
7	申請の流れ	P 7～9
8	Q & A	P 10～14

お問い合わせ

宇城市 高齢介護課 高齢者支援係
電話 0964-32-1406

1 概要

この事業は、在宅の要介護高齢者がいる世帯に対し、在宅の自立促進、寝たきり防止、介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる住宅の改造に必要な経費を一部助成します。

ただし、新築、増築、改築は対象外です。改造後や工事着工後についても対象外となります。住宅改造が必要になった際は事前にご相談ください。

2 助成対象者（次の全てに該当する者がいる世帯）

- （１）宇城市に住所を有する者
- （２）実施年度の４月１日現在で６５歳以上の者であり要介護認定を受けた者、またはこれらと同等の程度と認められる者
- （３）世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が７万円以下の世帯に属する者
- （４）以前にこの事業の助成を受けていないこと。ただし、身体状況の著しい変化がある場合は検討します。

※６５歳未満で、身体障害者手帳１級または２級の所持者または療育手帳Ａ１またはＡ２の所持者については、社会福祉課での手続きになります。

詳しくは社会福祉課障がい福祉係（本庁１階２番窓口 TEL0964-32-1387）にお尋ねください。

3 対象工事

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所などで、要介護高齢者が利用する部分であること

※新築、増築、改築は助成の対象外です。

※借家、借間なども所有権者の承諾を得た場合利用できるが、原状復帰についての費用は、助成対象外です。

※介護保険制度の住宅改修費を優先的に利用してください。

対象工事基準表

宇城市在宅要介護高齢者等住宅改造基準表

改造箇所	助成対象工事		備 考
洗面室・浴室	1	手すりの設置	ユニットバスの場合 ユニット型はすべて一体となっているので、見覆りが必要な部分と関係がない部分に分けてあれば、必要な部分は対象です。事前にご相談ください。
	2	浴室出入口の段差解消および洗面所出入口の段差解消	
	3	滑りにくい床材に取り替え	
	4	浴槽の取り替え(屋内配管工事含む)	
廊下・階段	1	手すりの設置	居室などにかかる部分は含まない。
	2	階段部へ滑り止め(滑り止めカーペットや滑り止めのための表面加工)の設置	
	3	スロープの設置(固定の場合のみ)	
	4	敷居撤去	
	5	階段昇降機設置(階段の改造工事に付随して設置する場合は対象。ただし、スロープを設置できないなど、他に対処方法がない場合に限る)	
	6	滑りにくい床材に取り替え	
便所	1	手すりの設置	フットリモコン、洗浄機能付便座は和式便器から洋式便座への取り替えの場合のみ(洗浄機能などのみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は対象外)
	2	把手を棒状把手に取り替え	
	3	入口幅確保のため建具の取り替え	
	4	ドア吊元取り替え	
	5	和式便器を洋式便器へ取り替え(屋内配管工事を含む)(立ち上がるのが困難など理由が必要)	
	6	トイレ改造時の給排水管、洗浄機使用のための電気配線工事(改造工事と直接関わるもの)	
	7	便所出入口の段差解消(床上げ、床下げ含む)	
	8	身体に適應するように使用している洋式便器の向き変更	
	9	洋式便器をかさ上げる工事	
	10	対象者に適した高さの便器の取り替え	
	11	ベッドから浴室間の天井走行リフトの取り付け(固定の場合のみ)	
	12	滑りにくい床材に取り替え	
居室	1	手すりの設置	居室とは寝室および居間
	2	開戸から引き戸などへの取り替え	
	3	畳からフローリングへ床の張り替え	
	4	出入口の段差解消(敷居撤去含む)	
	5	掃出し窓にスロープの設置(玄関の狭小などの理由がある場合)	
台所	1	手すりの設置	
	2	開戸から引き戸などへの取り替え	
	3	出入口の段差解消(敷居撤去含む)	
玄関	1	手すりの設置(玄関から道路までの手すりを含む)	玄関ホールが廊下に続く部分は廊下とする。ただし、手すりは双方にまたぐ場合玄関とする。
	2	玄関ドアを開戸から引戸、引違い戸などへの取り替え	
	3	スロープの設置(コンクリートスロープなど固定の場合のみ)	
	4	玄関土間を滑りにくい床材に取り替え	
	5	玄関ポーチを滑りにくいタイルなどに取り替え	
	6	上がり框の段差解消のための式台の設置(固定の場合のみ)	
	7	段差解消昇降機設置(玄関の改造工事に付随して設置する場合は対象。ただし、スロープを設置できないなど、他に対処方法がない場合に限る)	

4 助成額

助成額は、対象となる工事費と助成上限額 50 万円を比較して、少ない方の額に、助成割合を乗じた額になります。

対象区分	助成率・助成額
生活保護世帯	3 分の 3・上限 50 万円
市町村民税非課税世帯	3 分の 3・上限 50 万円
課税世帯 (生計中心者の所得税年額 7 万円以下)	3 分の 2・上限 50 万円

※助成は住宅改造の必要な範囲のみとなり、範囲以外は按分され、補助されない部分があります。

※助成金は工事完了後に検査した上で、支払われるので、一度利用者が全額を業者に支払う必要があります。

助成額の計算例 助成対象額（上限 50 万円）×助成率＝助成額

例①工事総額 300 万円のうち、助成対象となる工事費が 100 万円で、助成率が 3 分の 2 の場合。

対象となる工事費 100 万円と助成上限額 50 万円を比較して、少ない方の額は、50 万円（助成対象額）。

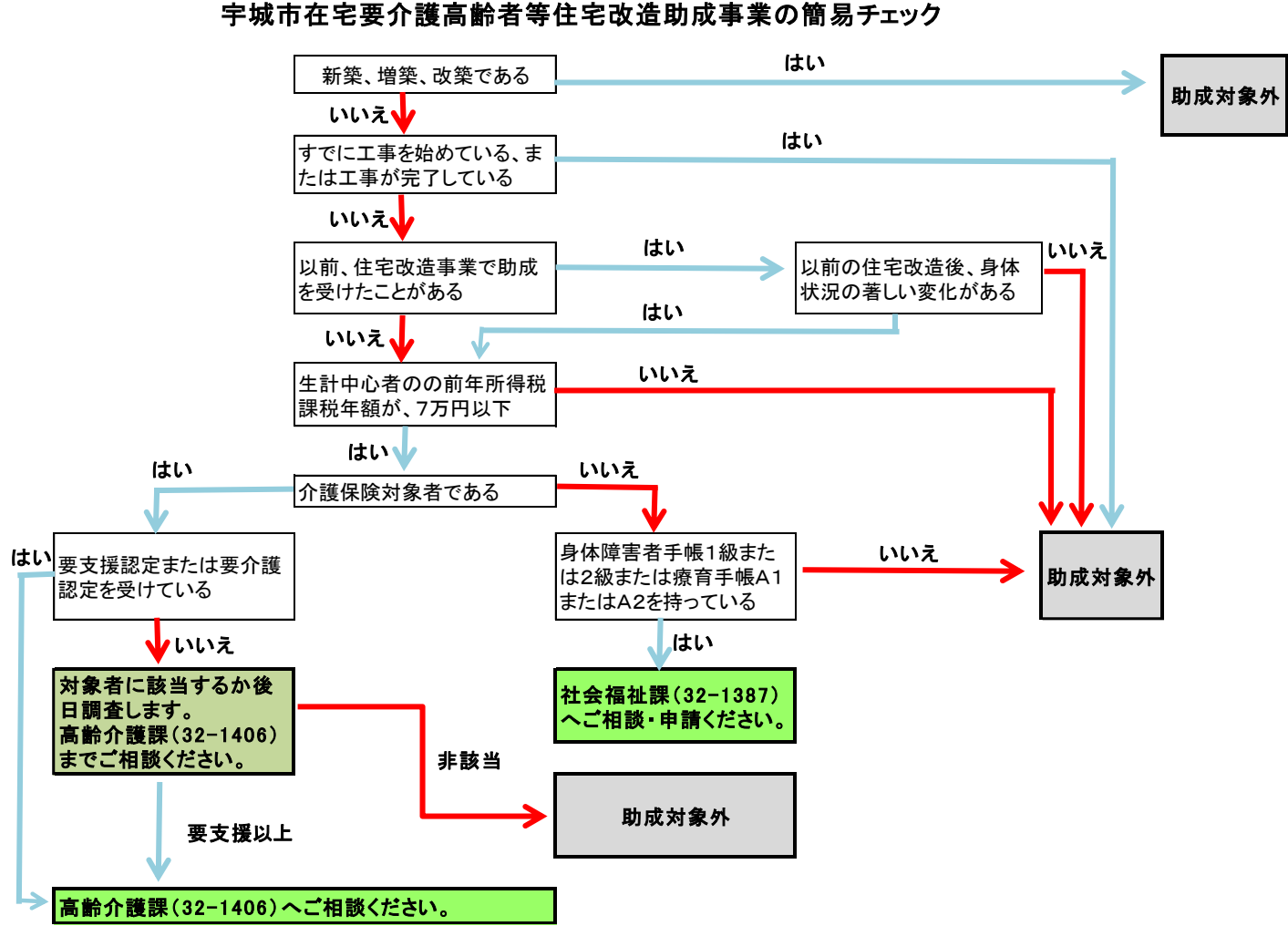
助成額＝助成対象額×助成割合
＝50 万円×3 分の 2＝33 万 3 千円

例②工事総額 300 万のうち、助成対象となる工事費が 10 万の工事で、助成率が 3 分の 3 の場合。

対象となる工事費 10 万円と助成上限額 50 万円を比較して、少ない方の額は、10 万円（助成対象額）

助成額＝助成対象額×助成割合
＝10 万円×3 分の 3＝10 万

5 宇城市在宅要介護高齢者等住宅改造助成事業の簡易チェック



6 住宅改造書類早見表

住宅改造書類早見表

	書類を準備・作成する人		備考
	ケアマネ 及び家族	住宅改造 施工業者	
宇城市在宅要介護高齢者等 住宅改造助成事業相談票	○		
ケアプラン	○		作成している場合
住宅改造助成費交付申請書	○		
見積書		○	工事箇所、内容、規模を 明記し、材料費、施工費、 諸経費などを明確に区分 したもの
改造箇所の図面		○	
着工前の改造予定箇所の写真 (日付入り)		○	
住宅改造承諾書	○		借家、借間の場合のみ
部材のカatalog		○	コピー可
住宅改造助成事業実績報告書	○		
請求書		○	内訳の分かるもの
改造前と改造後の写真を2部 (工事箇所毎) (日付入り)		○	
領収書の写し	○		
住宅改造助成金請求書	○		

7 申請の流れ

(1) 事前相談

住宅改造が必要になった場合は、業者に見積もりを取る前に、まず高齢介護課までご相談ください。相談の際は、①宇城市在宅要介護高齢者等住宅改造相談票（様式第1号）、②ケアプラン（作成している場合）の2つを提出してください。すでに着工している場合は対象外です。

(2) 訪問調査

ご相談後、市の担当者や住宅改造相談員（理学療法士）が利用者宅を訪問し、改造希望箇所を調査し、住宅改造の助言を行います。

※訪問調査時には要介護者の同席をお願いします。

※ケアマネージャー、施工業者の方に同行をお願いします。

(3) 改造方法の助言

調査内容をもとに、対象者の身体およびお住まいの状況に応じた、宇城市在宅要介護者住宅改造助成事業意見書（様式第2号）を作成し、申請者へ送付します。

(4) 申請（書類の記載例は別紙参考）

意見書を参考に、工事内容を検討し、施工業者に見積もりをご依頼ください。次の書類を高齢介護課へ提出してください。

① 住宅改造助成費交付申請書（様式第3号）

② 見積書（様式第4号）（工事箇所、内容、規模を明記し、材料費、施工費、諸経費などを明確に区分したもの）

※住宅改造意見書を参考の上、作成してください。住宅改造の対象工事と対象外との区分が分かるように算出してください。意見書に記載がない改造内容の場合は助成対象外となります。

※設備機器を導入する際は、代表的な箇所の設備機器等名称欄に設備機器の名称を記入してください。

※箇所ごとに見積りの額を算出してください。

※見積書様式の内容が明記されていれば、別様式であっても構いません。

③ 改造箇所の図面

※改造箇所と内容が記載された図面で、部屋名などの標記は見積書や写真など各書類において統一したものを使用します。

④ 着工前の改造予定箇所の写真（日付入り）

※写真は内側に日付の入ったものを使用します。日付機能のないカメラの場合は、撮影の日付を記入した黒板などを使用します。その際、黒板などで改造箇所が隠れないよう注意します。

⑤ 住宅改造承諾書（様式第5号）（借家、借間の場合のみ）

※民間の借家や借間にお住まいの方については、住宅所有者の承諾が必要です。なお、公営住宅の改造は、公営住宅には障がい者向けの住宅もあるので、すべて対象外になります。

⑥ 部材のカタログ（コピー可）

※介護保険系の住宅改修と同時に行う場合、見積書と請求書は分けてください。

※対象となる改造工事に係る材料費のうち、機器類（建具、便器など）は、定価の表示があるカタログ類などの写しの当該品の箇所にマーキングしたものを添付してください。オーダーなどでカタログ類がない場合は不要です。

（５）助成可否の決定

提出書類を審査し、助成の決定・却下を通知します。決定となった場合は申請者へ、住宅改造助成決定（却下）通知書（様式第6号）と工事完了後の手続き書類一式も併せて送付します。

（６）着工

助成決定の通知が届いた後、施工業者と契約を結び（契約日は助成決定日以降とする。助成決定前は対象外）、工事を始めてください。

工事開始後に、不都合や改造内容を修正する必要があるときは、再度、建築士と打ち合わせをすると同時に、高齢介護課へご連絡ください。再度見積書や変更箇所の工事着工前の写真を提出していただくなど、手続きが必要になる場合があります。

（７）工事完了

工事箇所の完了写真を撮ってください。（必要な場合は施工中）
完成後、施工業者に工事代金の全額をお支払いください。

（８）実績報告書等の提出（書類の記載例は別紙参考）

工事が完了したら、次の書類を高齢介護課へ提出してください。

① 住宅改造助成事業実績報告書（様式第7号）

② 請求書（様式第 8 号）（内訳の分かるもの）

③ 改造前と改造後の写真を 2 部（工事箇所毎）（日付入り）

※写真は内側に日付の入ったものを使用します。日付機能のないカメラの場合は、撮影の日付を記入した黒板などを使用します。その際、黒板などで改造箇所が隠れないよう注意します。

※改造前と改造後の写真は同じアングルで写真を撮影します。写真の撮影範囲が広範囲になる場合は、複数枚に分割して撮影しても構いません

※改造内容は朱色等で写真上に表示します。

※段差の場合は、凸部が確認できる写真を床面から低い方向から撮影します。

※改造箇所が明確に確認できるように撮影します。

④ 領収書の写し（宛名は助成対象者本人）

（9）工事完了調査

書類を確認し、市職員、住宅改造相談員（理学療法士）が訪問の上、検査します。

※ケアマネージャー、施工業者の方に同行をお願いします。

（10）助成確定通知

検査後、助成額を確定し、申請者に、住宅改造助成金確定通知書（様式第 9 号）と住宅改造助成金請求書（様式第 11 号）を送付します。

（11）請求書の提出

確定通知書（様式第 9 号）を受け取った後、申請者は住宅改造助成金請求書（様式第 11 号）を高齢介護課へ提出してください。

（12）助成金の支給

住宅改造助成金請求書（様式第 11 号）で指定された口座へ振り込みます。

9 Q & A

(1) 助成対象者

Q 改造理由が老朽化の場合は対象となりますか？

A 老朽化による改造は対象外です。対象者が利用する部分で、在宅の自立促進、寝たきり防止を目的とした改造が対象になります。

Q 以前住宅改造を利用した場合は、申請できますか？

A 申請回数は、原則として1世帯1回です。ただし、身体状況の著しい変化などにより、市長が真に再度の住宅改造が必要であると認めた場合、再度申請できます。ご相談ください。

(2) 対象工事

Q 住宅の新築は対象となりますか？

A 新築は対象外です。

Q 増築、改築などの範囲は？

A 増築、改築は建物の資産価値を増加させるため、原則住宅改造の対象外です。ただし、配置場所が特定される浴室・便所などを身体状況に合わせて改造する場合、狭小で増築または改築なしで対応できないやむえない場合は対象となる場合があります。事前にご相談ください。なお、単に老朽化を理由とした取り替え工事は対象外です。

Q 借家・借間などは住宅改造の対象となりますか？また、退去時の修復も対象となりますか？

A 借家・借間などを改造する場合は、所有権者の承諾を得た後、その専用部分のみが対象となります。ただし、原状回復についての改造は、対象者の自立促進などのための改造ではないので、対象外です。なお、公営住宅の改造は、公営住宅には障がい者向けの住宅もあるので、すべて対象外になります。

Q 住宅改造の決定通知を受け取り後、改造中に対象者本人が死亡した場合は、改造している完成部分について対象となりますか？

A 死亡時に完成している部分まで対象として認めます。ただし、工事開始前に死亡した場合は対象外となります。

- Q 入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合は対象となりますか？
- A 助成制度は、在宅での自立促進等を目指しているため、入院中等は原則として対象外です。ただし、入院・入所中の者で退院・退所日が間近で明確になっていれば対象となります。なお、申請後、退院・退所しなかった場合は支給できません。また、一時帰宅のための住宅改造は支給対象外となります。
- Q 持ち運び可能なスロープは、対象となりますか？
- A 入浴用椅子、スロープなど、持ち運び可能なものは、住宅改造の対象外です。
- Q 車椅子の移動のため、従来のドアより幅が広い引き戸に取り換える場合、配線工事と壁紙の張り替えの工事が必要ですが、対象となりますか？
- A 配線工事と壁紙の張り替えの工事は、引き戸の取り換えに伴い、直接関わるものであり、かつ必要な最低限の部分のみ対象となります。
- Q 掃出し窓にスロープを設置する際、雨などによるすべりを解消するため、スロープに屋根をつける場合、屋根は対象となりますか？
- A スロープ設置工事に直接関係するものではないので対象外です。雨などによるすべりの解消は、スロープ設置工事で対処してください。
- Q 玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として対象となりますか？
- A スロープ設置工事に付帯するものとして対象となります。
- Q 店舗付き3階建て住宅の1階部分を、従来店舗として使用していた土間部分に高さ約20cm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする改造を計画している。身体状況から、2～3階に住めないことから、土間を居室にするものであるが段差の解消として対象となりますか？
- A 間取りの変更を伴い改築となるため、対象外です。
- Q 住宅改造申請前に設置した手すりなどが老朽化したため、その手すりなどを撤去し、新たに手すりなどを設置する場合は、対象となりますか？
- A 単に老朽化したとの理由であれば対象外です。

Q 畳をフローリングにしたい場合、どのような場合対象となりますか？

A 次の理由の場合は対象となります。

- ①部屋を区切る敷居の段差があるためという場合は、基本的に段差に小さな三角のスロープを設置してください。ただし、対象者の障がいの状況により、あまりにも多くの三角スロープが必要な場合は段差解消で床の張り替えも対象となりますので、事前にご相談ください。
- ②立ったり座ったりが困難なので、和式の生活から洋式の生活に変更する場合は対象となります。
- ③車椅子、ローラーのついた歩行用具を使用するという理由の場合対象となります。
- ④畳のへりでつまづく恐れがあるという理由の場合対象となります。

Q 屋外のトイレを屋内に新設する場合は対象になりますか？

A 原則として、既存のトイレの改造が対象ですが、トイレが屋外しかない場合は例外として屋内への新設も対象となります。ただし、増改築は対象外となるので、屋外のトイレは使用できないようにしなければなりません。なお、既存トイレの埋没・解体工事は住宅改造の対象外です。

Q 既存の洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された洋式便器に取り替えた場合、対象になりますか？

A 便器の取り替えは、和式から洋式への移行等、立ち上がるのが困難な理由による改造等を想定しているため、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は対象外となります。

Q 便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くした場合、次の工事は対象となりますか？

- ①洋式便器をかさ上げする場合
- ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合

A ①は対象となります。②は既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば対象外ですが、対象者の適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば対象となります。

Q 身体に適應するように現に使用している洋式便器の向きを変える工事を行う場合の工事費用は対象となりますか？

A 対象となります。

Q トイレを改造する場合、給排水管、洗浄機使用のための電気配線工事は対象となりますか？

A トイレ改造工事に付帯するものとして、改造工事と直接関わる場合は、対象となります。浄化槽の設置や電灯設備等は対象外です。

Q 既存の和式トイレを改造するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、対象となりますか？

A 単にトイレを増設するだけの工事であれば、対象外です。

Q トイレの間口が狭く、車椅子で利用できないため、隣の男子トイレとの間の壁を壊す工事は、対象となりますか？

A 増改築ではないので、対象となります。

Q 浴室を改造する場合、ガスボイラーなどの湯沸器は対象になりますか？

A 浴室改造工事に直接関係するものではないので対象外です。

Q 浴室にシャワーがない場合、新たに付ける場合は対象になりますか？

A 新たに付ける場合は利便性の問題となるため、対象外です。

Q 風呂をユニットにする場合、排水管は対象になりますか？

A 対象外となります。

Q ユニットバスは対象となりますか？

A ユニット型はすべて一体となっているので、見積もりが必要な部分と関係ない部分に分けられるのであれば、対象者に必要な部分のみ対象となります。見積もりを分けることができないならば認められません。必要な部分についてはご相談ください。

Q 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は、対象となりますか？

A 上記の理由であれば対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、対象外です。

Q 車椅子での移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動するのに伴う工事（給排水管工事等）は対象となりますか？

A 住宅の改造にはあたらないので、対象外です。

Q 扉そのものは取り替えませんが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となりますか？

A 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば扉の取り替えとして対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手に変更する場合、戸車を設置する場合などです。

Q 土間は床面積に入りますか？

A 玄関から内側であれば入ります。土間もフローリングのように床の仕上げのひとつと考えられる。しかし、土間を床材変更でフローリングにする場合、居室となり間取りの変更とみなされるので、土間の床造りは対象外です。

（３）申請手続

Q 改造完成後でも申請できますか？

A 改造工事は、助成決定通知を受け取り後に行うこととしているので、改造完成後は対象外となり、申請できません。